

## (2) 集計規模（大企業、中堅企業、中小企業）区分基準の「常用雇用者数」から「資本金」への変更

現行（「常用雇用者数」基準）

1,000人以上	大企業
300～999人	中堅企業
50～299人	中小企業
0～49人	調査対象外

見直し後（「資本金」基準）

	0.2億円未満	0.2～1億円	1～10億円	10億円以上
調査対象外	中小企業	中堅企業	大企業	